

PTA 規約

大阪市立瓜破北小学校 PTA

大阪市立瓜破北小学校 PTA 規約

第1章 名 称

- 第 1 条 (1) この会は、大阪市立瓜破北小学校 PTA という。
(2) この会は、事務所を大阪市立瓜破北小学校に置く。

第2章 目 的

- 第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1) 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を保護善導する。
 - (3) 家庭と学校と社会における、教育的環境をよくする。
 - (4) 学校に対する公費の確保に協力する。

第3章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに、福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 - (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制または干渉を受けない。
 - (5) 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
- (1) この学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。

(2) この学校の校長、教頭および教職員。

(3) この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得た者。

第 6 条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第 5 章 経理

第 7 条 この会経理は、会費・事務収入、および自発的な寄付金によって支出される。

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 9 条 この会の資産は、すべて第 2 章にあげた以外の目的のために支出、または、
使用してはならない。

第 10 条 この会の会費は、会員一人につき月額（一口）200円とする。
ただし、口数に制限はない。

第 11 条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第 14 条 この会の会計処理について、備品購入時に個人（保護者）のクレジットカードや PayPay 等で付与されるポイントは、報告しなくて良い。

第 6 章 役員とその選挙

第 15 条 (1) この会の役員は次のとおりである。

1. 会長 1名（保護者会員） 2. 副会長 2名以上（保護者会員）

3. 書記 1名（保護者会員） 4. 会計 1名（保護者会員）

(2) 役員は男女のいずれか一方に偏してはならない。

(3) 役員は、他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第 16 条 (1) 役員の任期は、6 月の予算総会から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 役員は、引続いて、他の役員に立候補することができる。

第 17 条 役員の就任は、次のとおり行われる。

- (1) 前年度中に立候補者を募る。
- (2) 立候補者が定員に満たない場合は、4月の参観・懇談時に抽選で候補者を決める。
- (3) 後日、役員の役職を話し合いで決める。
- (4) 役員は、6月の予算総会において、出席者の過半数の同意で承認される。
- (5) 役員は6月の予算総会から就任する。

第 18 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 19 条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 7 章 役員の資格とその任期

第 20 条 この会の目的ならびに方針について、十分なる理解をもっている会員で、公選による公職者でないものは、第6章の規定に従って役員に就任することができる。

第 21 条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 総会、および実行委員会を招集する。
- (2) 他の役員の意見を聞いて、顧問・相談役を委嘱する。
- (3) 他の役員の意見を聞いて、特別委員会の委員を任命する。
- (4) 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員を任命する。
- (5) 各委員会（会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。
- (6) この会の、資産を管理する。
- (7) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡に努める。
- (8) 平野区・瓜破地区PTAにおける会員相互の連絡と親睦をはかる。

第 22 条 副会長は、次の職務を行う。

- (1) 副会長は、会長の補佐をする。
- (2) 会長が職務を遂行出来ない時は、副会長が代行する。

第 23 条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会、および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録・通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 24 条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会の決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第 8 章 会計監査委員会

第 25 条 (1) この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
(2) 会計監査委員会には、委員長の外、2名の委員を置く。

第 26 条 会計監査委員長の就任は、第 16 条に準じて行う。

第 27 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間2回以上全会員にその結果を報告する。

第 28 条 会計監査委員の任期は6月の予算総会から1年とする。

第 29 条 会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 顧問・相談役

第 30 条 顧問・相談役は元会長が就任する。

第 31 条 顧問・相談役の任務は、次のとおりである。

- (1) 顧問は、本会の重要問題につき諮詢に応じる。

- (2) 相談役は、本会の重要問題につき相談に応じる。
- (3) 顧問・相談役は、会長の要請により実行委員会に出席することができる。

第 10 章 総 会

第 32 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 33 条 総会の定足数は委任状を含め、全会員の 5 分の 1 とする。
議長は会長が選任し、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 34 条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集する。

第 35 条 総会は年間 2 回以上開催する。

第 36 条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 11 章 実 行 委 員 会

第 37 条 実行委員会は、この会の役員・実行委員の正・副委員長および校長・教頭・教職員の代表をもって構成し、会長が議長となる。

第 38 条 実行委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 会長によって、任命される各委員会の委員を承認する。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (3) 総会に提出する議案を調整する。
- (4) 必要のあるときは、特別委員会を設ける。
- (5) その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第 39 条 (1) 実行委員会は、年間 6 回以上の定例会を開催する。
(2) 実行委員会の決議は出席数の過半数の同意を要する。

第12章 実行委員会および特別委員会

第 40 条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために実行委員会を置く。

- | | | |
|------------|-----------------|-------------|
| 1. 総務委員会 | 2. 学級委員会 | 3. 保健・体育委員会 |
| 4. 校外指導委員会 | 5. 人権啓発・成人教育委員会 | |
| 6. 給食委員会 | 7. 広報委員会 | 8. イベント委員会 |

第 41 条 (1) この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

(2) 特別委員会は、その任務を終えるとともに、自動的に解散する。

第 42 条 (1) 特別委員会の委員長は、他の役員の意見を聞いて会長が任命する。

(2) 委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が任命する。

第 43 条 1. 総務委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) この会の目的達成のために必要な活動の年間計画を立てる。
- (2) 年間計画に基づく活動に必要な収支予算の立案・調整を行う。
- (3) 各委員会の事業・活動の調整および補佐を行う。
- (4) 他の委員会に属さない事業・活動を行う。
- (5) 児童の福利厚生をはかる。
- (6) 黄色いパパさん・ママさんの当番表作成・管理。

第 44 条 2. 学級委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 教育環境をより好ましくするように努める。
- (2) 年3回ベルマーク整理と年度末に集計を行う。

第 45 条 3. 保健・体育委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 児童の健康および体育の向上に協力する。
- (2) 年1回の救命救急講習に協力する。
- (3) 地域社会での体育事業に協力する。
- (4) 各愛好会に協力する。
- (5) 保健・体育委員会は愛好会のメンバーから選出する。

- 第 46 条 4. 校外指導委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡に努める。
 - (2) 地域社会の環境の改善に努める。
 - (3) 地域見守り活動に協力する。
- 第 47 条 5. 人権啓発・成人教育委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 地域社会に対し、人権啓発の認識と理解を深め、差別のない地域づくりに寄与する。
 - (2) 教育水準を高めるために、会員に対して成人教育を行う。
 - (3) 年1回の社会見学の計画を立てる。
- 第 48 条 6. 給食委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 学校給食が十分な効果を上げるように協力する。
 - (2) 1回の給食試食会の計画を立てる。
- 第 49 条 7. 広報委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 年1回の、卒業新聞を作成する。
 - (2) この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連絡をはかる。
- 第 50 条 8. イベント委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 年1回の、瓜北まつりの企画を立てる。
 - (2) 年1回の、6年生卒業記念餅つき大会の企画を立てる。
- 第 51 条 校長・教頭・教職員の代表は実行委員会、または特別委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 52 条 実行委員会、および特別委員会は、その事業計画について実行委員会に、はからなければならない。

第 13 章 改 正

- 第 53 条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも1週間前に、その内容を会員に知らせておかなければならぬ。

第14章 付 則

第 54 条 この規約は昭和44年6月3日より施行する。

- | | |
|-------------|------------|
| ・昭和46年5月31日 | 一部条項を追加する。 |
| ・昭和49年4月23日 | 一部条項を改正する。 |
| ・昭和52年5月26日 | 一部条項を改正する。 |
| ・昭和53年4月25日 | 一部条項を改正する。 |
| ・昭和63年4月19日 | 一部条項を改正する。 |
| ・平成7年4月21日 | 一部条項を改正する。 |
| ・平成20年6月11日 | 一部条項を改正する。 |
| ・平成28年4月20日 | 一部条項を改正する。 |
| ・令和元年6月 7日 | 一部条項を改正する。 |

瓜破北小学校 PTA 慶弔規則

(昭和 61 年 11 月 2 日改定)

I. 保護者会員並びに児童に関する慶弔

1. 保護者会員あるいは、配偶者死亡の時は、金 5,000 円の香典を供え、役員、当該学級委員が葬儀に参列する。
2. 児童死亡のときは、金 7,000 円の香典を供え、役員、当該学級、学年委員が葬儀に参列する。
3. 元 PTA 会長死亡の時は、金 5,000 円の香典を供え、役員が葬儀に参列する。
4. 前各項の葬儀に関しては、弔旗を立てる。
5. 児童の病気が長期にわたる時は、金 3,000 円のお見舞をする。

II. 学校職員に関する慶弔

1. 職員結婚の時は、金 5,000 円のお祝いをする。
2. 職員または、その配偶者出産の時は、金 5,000 円のお祝いをする。
3. 職員死亡の時は、金 7,000 円の香典（棺代を含む）を供え、役員、委員が葬儀に参列する。
4. 職員の配偶者死亡の時は、金 5,000 円の香典（棺代を含む）を供え、役員が葬儀に参列する。
5. 職員の一親等の親姻族死亡の時は、金 5,000 円の香典（棺代を含む）を供え、役員が葬儀に参列する。
6. 職員の病気が長期にわたる時は、金 3,000 円のお見舞をする。
7. 前 3.4.5 項の葬儀に関しては、弔旗を立てることができる。

III. その他

1. 前各項の葬儀参列が遠方のため、できない時は、弔電をもってこれに代えることができる。
2. 会員、児童、職員が校務により、疾病、障害にかかった時は、役員会で相談して見舞金を出す。
3. その他本会で慶弔をなす時は、実行委員会、役員会で相談して決定する。
4. この内規は昭和 47 年 6 月 1 日より実施する。